

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第40号

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（平成27年総社市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育の必要性の認定及び施設利用の手続）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、施設利用を承諾したときは施設利用承諾通知書により、<u>保留</u>としたときは、施設利用<u>保留</u>通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>（支給認定等内容の変更手続）</p> <p>第3条 前条第3項に規定する支給認定証を受けた者が提出した支給認定等申請書の支給認定に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は支給認定変更申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第4項に規定する施設利用承諾通知書又は施設利用<u>保留</u>通知書を受けた者が提出した支給認定等申請書の施設利用に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は施設利用変更・解除申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（支給認定等内容変更の通知）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、施設利用変更・解除申請書の提出があった場合、利用施設の変更を承諾したときは施設利用承諾通知書により、<u>保留</u>としたときは施設利用<u>保留</u>通知書により保護者に通知するものとする。</p>	<p>（保育の必要性の認定及び施設利用の手続）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、施設利用を承諾したときは施設利用承諾通知書により、<u>不承諾</u>としたときは、施設利用<u>不承諾</u>通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>（支給認定等内容の変更手続）</p> <p>第3条 前条第3項に規定する支給認定証を受けた者が提出した支給認定等申請書の支給認定に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は支給認定変更申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第4項に規定する施設利用承諾通知書又は施設利用<u>不承諾</u>通知書を受けた者が提出した支給認定等申請書の施設利用に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は施設利用変更・解除申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>（支給認定等内容変更の通知）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、施設利用変更・解除申請書の提出があった場合、利用施設の変更を承諾したときは施設利用承諾通知書により、<u>不承諾</u>としたときは施設利用<u>不承諾</u>通知書により保護者に通知するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。